

情報・システム研究機構研究不正防止計画推進室規程

〔平成27年 1月28日
制 定〕

最近改正 平成28年 6月22日

(目的)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構組織運営規則第28条の2に基づく研究不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 統括管理責任者（研究費不正防止担当）
- 二 統括管理責任者（研究不正防止担当）
- 三 コンプライアンス推進責任者
- 四 事務局長
- 五 各研究所の管理部長，総務部長，統合事務部長及び共通事務センター長
- 六 事務局総務課長
- 七 戦略企画本部UR Aステーションマネージャー
- 八 その他室長が必要と認める者

(業務)

第3条 推進室は次に掲げる事項を扱う。

- 一 研究活動における不正発生要因の把握
- 二 研究活動における不正防止計画の策定及び推進
- 三 研究活動における不正発生要因に対応する改善策の策定
- 四 研究活動における適正なチェック体制の構築及び機構ルールの一貫について提言
- 五 研究活動に係る行動規範の浸透を図るための方策の推進
- 六 公正な研究を実施するための教育・啓発活動に関すること
- 七 研究活動における不正行為が生じた場合及び研究費の不正使用の疑いがある場合の調査，審理及び判定並びに裁定に関すること
- 八 その他機構の研究活動における不正防止計画推進に必要となる事項

(庶務)

第4条 推進室の庶務は戦略企画本部UR Aステーションにおいて処理する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。